

○大洲市地域活性化包括連携に関する協定書

大洲市（以下、「甲」という）と株式会社ファミリーマート（以下、「乙」という）は、相互に密接な連携と協力をする事により、市民や観光客のサービス向上、地域の活性化を図ることを目的として推進する事業（以下、「本事業」という）について、次のとおり協定を締結する。

（前提）

第1条 甲は、乙が展開するコンビニエンスストアファミリーマート店（以下、「ファミリーマート店」という。）は、乙の直営方式であるファミリーマート店（以下、「直営店」という。）と、フランチャイズ方式によるファミリーマート店（以下、「加盟店」という。）があり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体である加盟店オーナーが経営していることを理解する。

2 甲は、大洲市内の直営店及び乙の推奨に応諾して次条に定める連携事項への参画に同意している加盟店（以下、これらのファミリーマート店を総称して、「対象店」という。）が、本事業に協力するものであることを確認する。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力する。

- 1) 住民福祉やサービスの向上に関する事
- 2) 防災対策に関する事
- 3) 観光振興等に関する事

2 前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

3 具体的な連携事項の内容は、別表に定めるとおりとする。

（免責等）

第3条 乙および対象店は、前条に定める連携事項につき、自らの業務に支障のない範囲で協力するものとし、協力した結果等について、万が一問題等が発生してもその責任を一切負わないものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し、合意の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第6条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長